

平成29年8月10日	資料1-1
第38回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

# オンサイトリサーチセンター第三者利用に 向けた準備について

平成29年8月10日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
保険システム高度化推進室

# 目次

1. オンサイトリサーチセンターの現状について
2. オンサイトリサーチセンター第三者利用開始に向けた準備
3. オンサイト（厚労省）における利用規約（案）

# 1. オンサイトリサーチセンターの現状について

## 「レセプト情報・特定健診等情報データの第三者提供の在り方に関する報告書」 (平成25年1月)

「より円滑なデータ提供のためには、探索的な研究や希少疾患の研究に有効で、患者や個人立の医療機関の情報を保護することができる、オンサイトセンターでのPrivacy Preserving Data Mining等を用いたデータの利活用について検討を進めることが望ましい。」

- 平成27年12月～ 東京大学にて試行利用開始
- 平成28年2月～ 京都大学にて試行利用開始

- 現在、オンサイトのパフォーマンステストは概ね完了
- 模擬申出による個別研究が進行中⇒数ヶ月以内に完了予定

- 第三者利用本格運用開始に向けた準備
  - オンサイトリサーチセンター諸規程等の整備
  - 第三者利用本格運用に向けた模擬申出・審査について

## 2.オンサイトリサーチセンター第三者利用開始に向けた準備

➤ オンサイトリサーチセンター（厚労省）の試行運用開始にあたり、  
**「オンサイトリサーチセンターにおけるレセプト情報・特定健診等情報の利用に関するガイドライン」（案）**について検討  
（第34、35、36回有識者会議）

➤ **オンサイト（厚労省）利用規約等の準備**

➤ 第三者利用の模擬申出・審査

➤ 第三者利用の試行利用開始

➤ 第三者利用の本格利用開始

# 3.オンサイト（厚労省）における利用規約（案）

## 現行の第三者提供利用規約からの変更点

・探索的利用が可能となるオンサイトにおいては、従来の第三者提供より明確なデータ利用範囲遵守についての規定が必要ではないか

### 対策①

「オンサイトでのデータ利用は、あらかじめ有識者会議に利用を申し出たデータ範囲内での利用に限定する。申出範囲を超えたデータ利用（閲覧含む）は不正利用である」旨を明記してはどうか。

### 対策②

罰則に「違反の内容の公表」を加えてはどうか。

その上で罰則は行為の様態に応じ、以下の全部もしくは一部を適用することとしてはどうか。

- 当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、オンサイトリサーチセンターの利用及びレセプト情報等の提供を禁止
- 提供依頼申出者及び利用者の氏名並びに所属機関名を公表
- 違反行為の内容を公表

## 参考資料：第三者提供利用規約 別表

措置要件	措置内容
①返却期限（利用期間の最終日）までにレセプト情報等の返却を行わない場合	返却を行う日までの間及び返却を行った日から返却を遅延した期間に相当する日数の間、レセプト情報等の提供を禁止する。
②レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用することなどにより、セキュリティ上の危険に曝した場合（ただし、レセプト情報等が集計表情報として利用者に提供された場合は除く。）	・行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。
③レセプト情報等を紛失した場合	・行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ・レセプト情報等の紛失が利用者の重過失による場合には、利用者の氏名及び所属機関名を公表する。
④レセプト情報等の内容を漏洩した場合	・行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ・利用者の氏名及び所属機関名を公表する。
⑤事前に承諾された目的以外への利用を行った場合（事前に承諾された公表形式以外での成果物の公表を行った場合を含む）	・行為の態様によって、当該認定をした日から、保険局が定めるまでの間、レセプト情報等の提供を禁止する。 ・提供されたレセプト情報等に医療機関コード、薬局コード又は保険者番号が含まれていた場合には、利用者の氏名及び機関名を公表する。
⑥その他、この規約に違反した場合又は法令違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為の態様によって上記①から⑤に準じた措置を講じる。